

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3188号)

令和7年4月3日

横 情 審 答 申 第 3188 号  
令 和 7 年 4 月 3 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 松村 雅生

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問に  
ついて（答申）

令和5年4月21日教東総第37号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま  
す。

「令和4年10月26日8:54送信メール「【依頼】10/18付本人開示請求にか  
かかる非開示部分の協議について」及び添付文書」、「令和4年10月26日  
14:25送信メール「【依頼】10/18付本人開示請求にかかかる非開示部分の協  
議について（修正版）」及び添付文書」及び「令和4年10月26日15:24受  
信メール「RE:【依頼】10/18付本人開示請求にかかかる非開示部分の協議に  
ついて」及び添付文書」の個人情報一部開示決定に対する審査請求につい  
ての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「令和4年10月26日8:54送信メール「【依頼】10/18付本人開示請求にかかる非開示部分の協議について」及び添付文書」、「令和4年10月26日14:25送信メール「【依頼】10/18付本人開示請求にかかる非開示部分の協議について（修正版）」及び添付文書」及び「令和4年10月26日15:24受信メール「RE:【依頼】10/18付本人開示請求にかかる非開示部分の協議について」及び添付文書」を一部開示とした決定は妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和5年2月7日付で行った上記1記載の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）第22条第7号柱書に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 職員個人及び業務メールアドレスについては、日常の事務において市役所内部の関係者や外部の関係者など、限られた者との連絡に使用されており、公になった場合、いたずらや偽計等に使用されるなどにより、メールアドレスを用いる本来の業務に支障を来すなどの弊害を生じるおそれがあることから、市の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、旧条例第22条第7号柱書に該当し、非開示とした。
- (2) 職員の氏名及び役職については、開示することにより、職場の環境調整に支障を来し、職員が通常に業務を行えなくなる等、市の事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため、旧条例第22条第7号柱書に該当し、非開示とした。
- (3) 職員との面談記録については、開示することにより、正確な情報が収集できなくなるおそれがあり、適切な判断を下せなくなる等、市の事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため、旧条例第22条第7号柱書に該当し、非開示と

した。

- (4) 審査請求人に係る評価及び所見については、開示することにより、職場内における職員と上司との関係に影響を及ぼし、適正な指導ができなくなる等、市の事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため、旧条例第22条第7号柱書に該当し、非開示とした。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件保有個人情報の全部を開示するよう求める。
- (2) 上記3(2)、(3)及び(4)が不当であると考える。
- (3) メールアドレス以外の事項について非開示とする合理的理由の記載がない。
- (4) 本件処分は不当である。

#### 5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 支障行動のある職員への対応に係る事務について

横浜市では、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保を図るため、「支障行動のある職員への対応に関する要綱」（平成17年10月19日制定。以下「要綱」という。）に基づき、円滑な職場運営を阻害する要因となる行動（以下「支障行動」という。）のある職員のうち、日常的な職場指導によっても支障行動の改善が見込まれず、個別に指導（以下「個別指導」という。）その他の措置を必要とする職員への対応を実施している。

要綱の対象となる職員（以下「対象職員」という。）に該当するか否かの判断は、所属課長等が記録した行動記録等による職員の勤務状況等を踏まえ、当該職員が所属する区局長及び総務局長との協議により行い、個別指導を行うことが適当と認められる場合には、これを実施する旨を対象職員に告知する。当該対象職員が所属する区局長は、個別指導の実施に当たり個別指導責任者及び個別指

導記録作成者を選任し、その開始から一定期間経過後に、支障行動の原因を確認しなければならない。

(3) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、審査請求人が行った別件開示請求に対する一部開示決定をするに当たり、関係課で行われた協議に係るメール及びその添付文書であり、添付文書は、個人情報一部開示決定通知書の案、職員対応記録、職員との面談メモ等から成る。

(4) 旧条例第22条第7号の該当性について

ア 旧条例第22条第7号の規定

旧条例第22条第7号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 職員個人のメールアドレス及び業務メールアドレス

実施機関は、これらのメールアドレスについて非開示としており、この点について実施機関に確認したところ、これらのメールアドレスは、日常の事務において市役所内部の関係者や外部の関係者など、限られた者との連絡に使用されており、一般に公表されていないとのことであった。

そのため、開示することにより、予期しないメールへの対応に時間や人員を割かれる等して、これらのメールアドレスを用いる本来の業務に支障を来すなどの弊害が生じるおそれがあると認められることから、本号柱書に該当する。

ウ 職員の氏名及び役職

実施機関に確認したところ、職員の氏名及び役職は、審査請求人に個別指導が必要あるか否かを判断するため、面談を受けた審査請求人以外の職員の氏名及び役職であること、誰が面談に応じたかが分かることによつて職場の人間関係に影響が生じ得ることからすれば、開示することにより、職場の環境調整に支障を来し、職員が通常業務を行えなくなる等、市の事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、職員の氏名及び役職は、本号柱書に該当する。

エ 職員との面談記録

職員との面談記録は、個別指導責任者及び個別指導記録作成者が、当該職員

(審査請求人)について収集した情報を記載しており、開示することにより、反発、苦情、非難等を受けないよう、当たり障りのない範囲で情報を収集する等、正確な情報が収集できなくなり、適切な判断を下せなくなる等、市の事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、職員との面談記録は、本号柱書に該当する。

オ 審査請求人に係る評価及び所見

審査請求人者に係る評価及び所見については、開示することにより、上司との関係に影響を及ぼし、適正な指導ができなくなる等、市の事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、審査請求人に係る評価及び所見は、本号柱書に該当する。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報の一部開示とした決定は妥当である。

(第四部会)

委員 板垣勝彦、委員 飯島奈津子、委員 山本窓亜

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 5 年 4 月 21 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 5 年 6 月 1 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和 7 年 1 月 7 日 (第38回第四部会)	・審議
令和 7 年 2 月 6 日 (第39回第四部会)	・審議
令和 7 年 3 月 6 日 (第40回第四部会)	・審議